

# 平成28年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (9件)

	提 案		結 果	
	項目	内容	区分	回答・対応内容
平成28年	1	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和</p> <p>取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、売却を含めた別の利用を認めること(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するに当たり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)</p>	対応	<p>土地の買取りの協議により取得した土地(先買い土地)の活用については、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に賃貸又は譲渡できることを、先買い土地の用途転用事例を示しながら地方公共団体等に対し通知(平成29年3月23日付け)するとともに、相談窓口を設置し、地方公共団体等が抱える個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じることとした。</p> <p>さらに、先買い土地の有効活用を促進するため、平成30年3月30日付けで次のとおり通知した。併せて、公拡法第9条により買取り目的とは異なる事業や暫定利用に供された事例、地域のニーズに応じた先買い土地の活用を促進するため地方公共団体において内部連携を図っている事例を情報提供した。 (通知内容)</p> <p>1 先買い土地については、都市再生特別措置法(以下「都再法」という。)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に同条第2項第2号又は第3号の事業を記載することにより活用することが可能であること。 2 都市再生整備計画は、交付金を充てて事業を実施しようとする場合を除き国土交通大臣への提出等は不要であること。 3 都再法第46条第2項第2号イの事業については、同事業により整備する施設が公共公益施設に当たるかどうかを市町村が判断し、都市再生整備計画に記載するものであること。</p>
	2	<p>駐車場出入口設置に係る規制緩和</p> <p>技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については、「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については適用除外がなされていない。 このため、不適切な位置への設置に至るケースが生じかねず、また、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定され、規制緩和が必要である。</p>	対応	<p>平成29年12月、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とする」旨を閣議決定。 今後の予定として、具体的な支障事例について分析し、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について検討を行った上で、平成30年中に必要な措置を講ずる。</p>
	3	<p>生活保護費と返還金の調整</p> <p>生活保護法第63条(急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合)による返還金について、公的扶助を適切に運用する観点から、同法78条(不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等)による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。</p>	対応	<p>費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的見直しである、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の改正(平成30年10月1日施行)により、被保護者の申出に基づきあらかじめ保護費と調整することを可能とした。</p>

# 平成28年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (9件)

	提 案		結 果	
	項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 28 年	4	<p>児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進 (保育所等整備交付金の対象拡大)</p> <p>宗教法人等が設置する保育所等についても、子ども・子育て支援の一翼を担っていることに違いはないことから、社会福祉法人立等と同様に補助対象に加えるよう要件緩和を求める。</p>	対応	<p>認可保育所等の整備については、保育所等整備交付金において財政支援をしているところである。「平成28年度保育所等整備交付金の交付について」(平成28年12月21日厚生労働省発雇児1221第1号厚生労働事務次官通知)により、本交付金の対象となる設置主体について、待機児童解消加速化プランに参加実績のある市町村又は財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村においては、平成29年度末までの間、特例的に「市町村が認めた者」についても加えることとし、自治体宛て通知した。</p>
	5	<p>児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し (リース方式による整備の対象化)</p> <p>児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余裕教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。</p>	対応不可	<p>施設の整備に当たっては、「子ども・子育て支援整備交付金」により補助を行っているが、放課後児童クラブの占有施設を建設するための補助金であり、その性格上、建物の賃借料を補助対象とすることは困難である。 また、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」において、放課後児童クラブの運営費補助など各種事業を行っているが、放課後児童クラブ支援事業において、放課後児童クラブを学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料について補助を行っている。本事業はクラブの運営を支援することが目的であるため、財産取得の側面が強い所有権移転の条項が附されている賃貸借契約に係る費用を補助対象とすることは困難である。</p>
	6	<p>都市計画の軽易な変更の見直し</p> <p>都市計画の軽易な変更の範囲に、市民生活に直接影響を及ぼさない一般廃棄物処理施設などの廃止等を加え、都道府県協議を不要とする。</p>	対応不可	<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。 また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>
	7	<p>工場立地法により設置を要する環境施設の選択肢拡大</p> <p>「緑地以外の環境施設」として、太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー発電施設等を追加</p>	対応不可	<p>改めて支障事例等が具体的に示された場合に検討を行う。</p>

# 平成28年 指定都市市長会提案 提案内容と結果（9件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 28 年	8	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合に検討を行う。
	9	児童クラブ室の整備に関する補助条件の見直し(放課後児童健全育成事業実施要綱)	学校の特別教室を放課後児童クラブ室に転用するために必要となる移転費用も、放課後児童クラブの施設整備に対する補助事業の対象とすること。	対応不可	現行の補助事業とは異なる対象への補助を求めるものであり、予算事業の新設提案に相当するため、提案募集方式における調整の対象外とする。

# 平成28年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（7件）

	提 案		結 果	
	項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 28 年	1	市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大 市町村に、法定受託事務の処理に必要な年金情報を見ながら市民対応が可能なシステム(年金事務所と同様のもの)を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。	対応	「市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領」について、 ①窓口装置は年金記録全般の相談にも利用可能であること ②年金相談受付票は窓口装置を活用した年金相談業務時に記入が必要であることが明確となるようその名称を変更したこと ③年金相談受付票への記入を求めている情報が記録されている場合には市町村が独自に様式を定めることも可能とすること を明記した旨を、平成29年3月21日に日本年金機構本部から年金事務所に通知するとともに、各年金事務所から管轄市区町村にも周知した。
	2 5	総合特区推進調整費の支援期間の延長 ※同一内容の提案が4件 総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	対応	総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。 支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する使途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。
	6	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止 住所変更による券面事項の追記は不要とする。	対応 (※)	通知カードの住所変更に係る追記事務については、個人番号を利用した事務処理において必要不可欠である旨とともに、事務負担の軽減に向けた工夫事例を、関係市町村(特別区を含む。)に平成29年7月31日付けで周知した。 ※ 国において、通知の発出など何らかの対応がなされたという意味での「対応」であり、提案に沿った対応がされたものではない。
	7	地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長 地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められていることから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合に検討を行う。